

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

(ITツールを活用し情報の共有と取引内容や契約内容の透明性を高めます。)

b. IT実装支援

(リアルタイムにやり取りの出来るコミュニティツールの導入を促進します。セキュリティ対策としてルーターやPC端末、サーバ等のセキュリティのアップデート支援を行います。)

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

【地域経済の活性化と地産地消の推進】

当社は地方創生への貢献を経営の柱とし、ホームページ制作やシステム開発において、地元のフリーランスエンジニアやクリエイターとの提携を優先的に行ってています。仕事の受託から発注に至るまで、県内企業や地元の個人事業主を中心とした「情報の地産地消」を実践することで、地域内での経済循環を創出します。また、地元のパートナーに対しては、適正な価格での発注と迅速な支払いを徹底し、地域におけるIT人材の育成と持続可能な事業環境の構築に寄与します。

【価格転嫁と適正な対価】労務費の上昇やITツールのコスト増を考慮し、直接の取引先であるフリーランス等の受注者と真摯に協議を行い、適正な対価を決定します。また、発注側として納期や仕様変更の管理を徹底し、受注者の過度な負担軽減に努めるとともに、その取組を業界全体へ発信します。

2026年1月27日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

<u>株式会社アットランド</u>	<u>代表取締役 長濱敢史</u>
企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。